

壬生町後援等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が各種事業の後援又は共催（以下「後援等」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 各種の目的のための組織で、政党、政治団体、宗教団体、暴力団体並びに個人を除くもの
- (2) 経済的支援 事業に対し運営費の一部を補助すること。
- (3) 後援 団体等が主催する事業について、町がその公益性等から事業の趣旨に賛同し、「後援 壬生町」の呼称をパンフレット・ポスター等に使用することを承認するもので、経済的支援を伴わないもの
- (4) 共催 団体等が主催する事業について、町がその公益性等から事業の趣旨に賛同し、事業の企画又は運営に参画し、「共催 壬生町」の呼称をパンフレット・ポスター等に使用することを承認するもの

(承認の基準)

第3条 後援等は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 主催者が、行政機関、公益法人、報道機関、公的団体等その他町長が特に認める団体等であること。
- (2) 主催者の存在及び組織が明確であり、事業を遂行できる能力があると判断されるものであること。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 福祉の向上及び産業、教育、文化、スポーツ等の振興並びに地域の活性化等に寄与し、公益性があること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (6) 営利を目的としないこと。
- (7) 公衆衛生、災害防止について十分な措置が講じられていること。
- (8) 共催にあつては、町が経済的支援を行う場合は、町の予算措置が確保されていること。

(申請の手続)

第4条 後援等を受けようとする事業の主催者は、事業実施の1か月前までに後援等承認申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、町長に申請しなければならない。

2 申請にあたっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 団体等の概要、事業の目的及び計画を明らかにする書類
- (2) 事業の収支予算書
- (3) 配布予定のパンフレット、ポスター、案内状等
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 申請は1事業ごとに行うものとし、複数事業の一括申請は認めないものとする。

(承認の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、第3条の基準に基づいて内容を審査のうえ承認の可否を決定し、後援等承認決定通知書(様式第2号)又は後援等不承認通知書(様式第3号)により第7条の条件又は不承認の理由を付して申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項により決定したときは、後援等事業番号簿(様式第4号)を作成するものとする。

(承認の取消し)

第6条 町長は、後援等の決定をした事業が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、後援等の承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により後援等の決定を受けたとき。

(2) 承認の基準を満たさなくなったとき。

(3) 承認の条件を履行しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、不適正な行為があったと認められたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援等取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第7条 町長は、後援等の承認に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 後援等名義の承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたる事業については、6か月を限度とする。ただし、行事の性質上やむを得ないと町長が認める場合は、この限りではない。

(2) 参加者に実費を大きく上回る参加費を負担させるなど、過大な負担を求めないこと。

(3) 申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

(4) 虚偽の申請又は主催者の理由により事業内容に著しい変更があった場合は、後援等を取り消すことがあること。

(5) その他町長が必要と認める事項

(事業実施の報告)

第8条 後援等を受けた事業の主催者は、当該事業が終了したときは、速やかに後援等実施報告書(様式第6号)に事業収支決算書を添付して、町長に報告するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

後援等承認申請書

令和 年 月 日

壬生町長 様

〒

所在地

団体等名

代表者

(TEL)

下記の事業の実施に当たり、後援等を受けたいので、壬生町後援等に関する要綱第4条の規定により申請いたします。

事業名	
申請の区分	後援 ・ 共催
開催日時	
開催場所	
参加対象者 及び人数	
料金(入場料等)	無料 ・ 有料 (円)
他の後援等 (予定を含む)	
特記事項	

- ※添付書類
- 1 団体等の概要、事業の目的及び計画を明らかにする書類
 - 2 事業の収支予算書
 - 3 配付予定のパンフレット、ポスター、案内状等
 - 4 その他参考資料

様式第2号（第5条関係）

後援等承認決定通知書

第 号
令和 年 月 日

団体等名
代表者 様

壬生町長

令和 年 月 日付けで申請のありました後援等につきまして、壬生町後援等に関する要綱第5条の規定により、下記の条件を付して 後援・共催 を承認することに決定しましたので、通知いたします。

記

事業名	
申請の区分	後援 ・ 共催
開催日時	
開催場所	

(承認条件)

- (1) 後援等名義の承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたる事業については、6か月を限度とする。ただし、行事の性質上やむを得ないと町長が認める場合は、この限りではない。
- (2) 参加者に実費を大きく上回る参加費を負担させるなど、過大な負担を求めないこと。
- (3) 申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (4) 虚偽の申請又は主催者の理由により事業内容に著しい変更があった場合は、後援等を取り消すことがあること。
- (5) その他町長が必要と認める事項
無し
有り []

様式第3号（第5条関係）

後援等不承認通知書

第 号
令和 年 月 日

団体等名
代表者 様

壬生町長

令和 年 月 日付けで申請のありました後援等につきまして、壬生町後援等に関する要綱第5条の規定により、次のとおり承認しないことに決定しましたので、通知いたします。

事業名	
申請の区分	後援 ・ 共催
開催日時	
開催場所	
不承認の理由	

様式第 5 号（第 6 条関係）

後援等取消通知書

第 号
令和 年 月 日

団体等名
代表者 様

壬生町長

令和 年 月 日付け 第 号により承認した後援等につきまして、
壬生町後援等に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり承認を取り消すことに決定し
ましたので、通知いたします。

事業名	
申請の区分	後援 ・ 共催
開催日時	
承認取消しの理由	

様式第6号（第8条関係）

後援等実施報告書

令和 年 月 日

壬生町長 様

〒

所在地

団体等名

代表者

(TEL)

令和 年 月 日付け 第 号で承認された事業につきまして、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

事業名	
承認の区分	後援 ・ 共催
開催日時	
開催場所	
参加人数	
添付書類	・ 事業収支決算書